

焼津南保育園 重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

保育の提供の開始にあたり、当園が貴方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業者の運営主体・・・社会福祉法人 焼津福祉事業協会

2. 保育所の概要

種別・・・保育所

名所・・・焼津南保育園

所在地・・・焼津市焼津5丁目13-14

電話番号・・・054-629-0240 (FAX) 054-629-2600

施設長氏名・・・園長 植野ゆか

利用定員・・・120人

特別保育事業・・・延長保育・一時預かり・障害児保育・子育て支援・病後児保育

3. 保育理念

- ・子どもの目線で共感しながら個性に応じた保育をする
- ・子どもに常に寄り添い、子どもから学ぶ姿勢で保育する
- ・家庭と連携し、子どもの様子を伝え合い話し合いながらともに子どもの成長を見守っていく
- ・職員は常に自己研鑽し資質の向上を図り、多様な保護者のニーズに応える

4. 保育目標

『明るく、元気な身体、心豊かな子に育てる』

5. 望む子ども像

- ・自分の思いをしっかりと伝えられる子
- ・友だちを思いやり、大切にできる子
- ・何にでも興味をもって取り組める子
- ・あいさつがしっかりできる子

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、土曜日保育については、職員研修、行事等が行われる土曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。配布される、保護者会総会資料の中の「年間行事」をご確認下さい。

4月末5月連休期間中の平日、夏季、年始、年度末新年度準備（3月末）は希望保育となります。

7. 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

- ・平日の保育時間 : 午前 7 時から午後 7 時までのうちの 11 時間以内
- ・延長保育時間 : 個々の保育時間については、書類申請をしていただき勤務時間などにより決定します。(必要があれば面接を行います)

(2) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

- ・平日の保育時間 : 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

(3) 土曜日 希望保育の保育時間

- ・午前 8 時から午後 5 時まで

※ 行事や職員研修等によって変更する場合があります。

(4) その他 希望保育時間

- ・午前 8 時から午後 5 時まで

※ 5 月連休、8 月夏季、年始、3 月年度末は、希望保育とさせていただきます。

【延長保育について】

- ・朝 7 時から 8 時 30 分・帰り 17 時から 19 時は延長保育となります。
(通常保育は 8 時 30 分から 16 時 30 分 となっています。)
- ・申請方法は、延長保育申込書に記入して下さい。(3 月在園児も 4 月からの申請は新たに行って下さい。)
新入園した月は、原則として延長保育は行えません。
- ・朝の延長保育は親子でお子さんのクラスに行き荷物を置いてから、延長保育の部屋に来てください。
戸外活動の時も必ず職員に声を掛けて下さい。
- ・延長保育に入っている場合でも、お仕事がお休みの時や、早く終わった時等は、お子さんのためにも 8 時 30 分過ぎの登園・17 時前のお迎えをお願いします。

注) 短時間保育の方は、8 時 30 から 16 時 30 分までの保育となります。

駐車場の関係で、16 時 30 分までにはお迎えを完了できるようにご協力お願い致します。

【希望保育について】

- ・毎週土曜日は、希望保育(園行事がない限り)です。保育時間は 8 時から 17 時までです。
園の都合で、半日保育の場合は 8 時から 12 時の保育となります。
希望保育は、お仕事のためお家で見てくださる方がいない場合受けます。祖父母または、見てくださる方がいる場合はご協力下さい。
- ・園だよりが発行されましたら、日にちを確認し、申込書に記入の上、毎月 20 日までに申し込みください。(20 日が土・日の場合は前日までとなります。)
用紙は職員室にあります。提出も職員室をお願いします。
- ・持ち物等は、確認して下さい。季節によっても異なります。乳児と幼児合同保育ですので、幼児も午睡のない時期でも仮眠をとります。

【登園・降園について】

- ・欠席、遅刻をする時は、9時30分までにご連絡を下さい。連絡がない場合は、園から連絡させていただきます。
- ・保育園の前は園独自で、一方通行にしております。南小学校方向から中央交番方向に走って下さい。
- ・車は駐車場に止めエンジンを切って、盗難防止のため鍵も掛けて下さい。
駐車場は混み合いますので、送迎は速やかにお願いします。
- ・園児の引渡しは、大人の方のみです。送迎の方が異なる日は、お知らせください。
- ・通用門の上には鍵がついています。鍵の開け閉めは大人の方にしていただき、お子様は、門の中まで送って下さい。また、子どもの安全のため、鍵は必ず閉めるようご協力をお願いします。

8. 利用料金

保育料（利用者負担金）・・・保護者が支給認定を受けた市が決めた保育料

延長保育料・・・なし（但し、今後有料となる可能性があります。）

その他料金（実費）	①給食費	【副食費】 3・4・5歳児	月額 4,700円
		【主食費】 3・4・5歳児	月額 700円
	②保護者会費		月額 350円
	③絵本代		月額 440円
	④写真代		月額 210円
	⑤園外保育にかかる代金		実費
	⑥用品代（詳細別紙にて・年齢により異なる）		実費
	⑦連絡ノート（0・1・2歳児）		1冊 150円

9. 支払方法及び納期限

項目	支払方法	納期限
給食費（主食・副食）※	口座振替	毎月15日
保護者会費	集金	毎月26日
絵本代	集金	毎月26日
写真代	集金	毎月26日
園外保育にかかる代金	集金	別途お知らせ
用品代	集金	その都度

※ 給食費は、3・4・5歳児のみとなります。

（副食費の費用が、免除の対象者には市からお知らせします。）

【諸費について】

- ・毎月25日に諸費袋を配布します。翌日26日が集金となりますので、登園時職員に手渡しして下さい。つり銭のないようご協力下さい。

尚、11月は11月・12月の2カ月分、2月は2月・3月の2カ月分の集金となります。

- ・保護者会費…350円
 - ・絵本代…440円
 - ・写真代…210円
- 合計 1,000円

10. 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育家庭に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

(1) 年間行事予定

・保護者会総会資料参照

(2) クラス編成

- 0歳児・・・つくし組
- 1歳児・・・きく1組・きく2組
- 2歳児・・・もも組
- 3歳児・・・さくら組
- 4歳児・・・うめ組
- 5歳児・・・まつ組

11. 給食等について

(1) 給食の方針

子どもの成長発達に必要な栄養を考えた、和食中心の給食。また、アレルギーのある子もいない子も同じ給食を食べる取り組みとして卵・乳・ゴマ・ピーナッツ・くるみは使用しない「なかよし給食」を取り入れています。(おやつでは使用します。)

プチトマト、一口ゼリー、ぶどう等は、誤嚥を防ぐために保育園給食で使用していません。

(2) 給食の提供方法

- ① 保育園にて、調理を行います。
- ② 毎月月末に翌月の献立表を配ります。

(3) アレルギー対応

当園は、除去食の対応が必要な園児については、医師の生活管理指導表に基づき、看護師と保護者と面談の上、適切な対応に努めていきます。

(4) お弁当持参について

誤嚥・窒息防止の為食材の切り方に配慮していただきたいと思います。集団での食事、子どもたちの安全のためご協力お願い致します。

- ・ウインナー・・・縦半分切る
 - ・ぶどう
 - ・キャンディーチーズ
 - ・さくらんぼ
 - ・一口ゼリー
 - ・プチトマト・・・四等分に切る
 - ・おにぎりの海苔・・・板海苔は避ける
- } 小さく切ってください
保育園でのお弁当では避けていただく

1 2. 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・各提出書類
- ・用品申し込み及び料金

(2) 毎日ご持参いただくもの

- ・通園バック（全部の荷物が入るものにして下さい。）

〈年長・年中クラスのみ〉

- ・お便りばさみ入れ用の袋（サイズ25×20位 大きすぎず、小さすぎないもの）

*幼児クラス（3・4・5歳児）の持ち物

- ・お便りばさみ（園児健康チェックカード）
- ・給食袋（コップ・歯ブラシ）
- ・替え一式（上着・パンツ・ズボン）
- ・汚れ物袋

*乳児クラス（0・1・2歳児）の持ち物

- ・連絡ノート、お便りばさみ（園児健康チェックカード）
- ・給食袋（歯ブラシ）
（2歳児は、秋以降よりコップ持参となります。担任よりお知らせします。）
- ・汚れ物袋（洗濯は各家庭でお願いします。）
- ・着替えはロッカーに入れます。

（汚れた服を持ちかえったら、次の日に補充をして下さい。紙オムツ・紙パンツにも名前を書いて下さい。）

【連絡ノートについて】

★乳児クラス…ノートの項目に沿って記入して下さい。1冊150円で購入して下さい。

★幼児クラス…園児健康チェックカードその他の欄を利用し連絡事項等あれば記入して下さい。

日々の様子は、職員室横の玄関付近にあるホワイトボードにてお知らせしますので、毎日ご覧下さい。

(3) 服装について

- ・動きやすく、自分で着脱しやすい服装にして下さい。

女の子…スカートは避けて下さい。（戸外遊び等の時、危険です。）

- ・2歳児以上は、体操ズボンを毎日着用します。
- ・フード付きの服は、危険防止のため保育園では着用しないようにして下さい。
- ・3歳児以上は、ハンカチをポケットに入れて毎日持たせて下さい。
- ・冬季、行事には園服を着用（3歳児以上）させて下さい。
- ・衣類、持ち物にはすべてに名前を書いて下さい。紛失した場合は、速やかにお知らせ下さい。

(4) その他ご用意していただくもの

- ・上靴

3歳児以上は使用します。各自ご用意下さい。(上靴を入れる袋もご用意下さい。)

- ・昼寝の準備

0、1歳児は園の布団を使用します。敷パット(70×120)、上に掛けるタオルケット、毛布を用意して下さい。2歳から園のベットを使用しております。ベット用敷パット・上に掛けるタオルケット、毛布等をご用意下さい。

(4歳児は秋頃まで、5歳児は夏のみ昼寝をします。)

敷パット、上に掛けるものを入れるバック

1.3. 保育園と保護者との連携について

保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭と連携を蜜にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。

1.4. 健康診断・健康管理について

(1) 健康診断

- ・当園では、年2回の内科検診及び年1回の歯科検診による定期健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

(2) 健康管理・病気の時の対応

***以下の場合は自宅保育をお願いします。**

・24時間以内に38℃以上の熱がでた場合、又は解熱剤を使用している。

(発熱後の登園に関しては、ご相談ください。)

- ・朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がない、機嫌が悪い、食欲がない、水分が摂れない等全身症状が不良である。

- ・24時間以内に2回以上の嘔吐もしくは下痢がある。

- ・夜間しばしば咳のために起き、元気がない。

- ・少し動いただけで咳が出る。

- ・口内炎のため普段の食事や水分が摂れない。

・乳児のとびひ。

・幼児のとびひは滲出液が多い時、患部を覆う事ができない時、痒み強い時。

- ・発疹ができ感染症と診断された時。

- ・喘息発作(軽度の場合も含め)のために吸入治療が必要とされる時。

保育中熱が上がってしまったり、体調不良時、状況に応じて保護者へ連絡を入れさせていただきます。

*各感染症流行時は、その都度状況に合わせて対応をお伝えさせていただきます。

1.5. 感染症対策について

- ・看護師から随時配布

16. 嘱託医

以下の医療機関に委託しています

(1) 内科

医療機関・・・あしだクリニック

医師名・・・芦田実華

所在地・・・焼津市与惣次102

電話番号・・・623-5656

(2) 歯科

医療機関・・・原崎歯科大島クリニック

医師名・・・原崎充弘

所在地・・・焼津市大島590-1

電話番号・・・623-2777

【病気・薬について】

- ・感染症と診断された場合は、園に連絡を下さい。
病気によって意見書（医師による証明）と登園届（保護者による記入）とに区分されます。
- ・内服薬・吸入薬等の投与は、園ではできません。医師に保育園に通っている事を伝え、処方して頂いて下さい。
医療機関を受診し、処方薬をうけている場合は、園に薬の説明書を持参して下さい。
- ・食物アレルギーの方は、医師の指示の下、園の食事の変更をしていきます。
栄養士・看護師とで詳しく食事内容について検討しますのでお申し出下さい。
- ・慢性疾患等により、外用薬（軟膏・目薬）が必要な場合は医師からの処方薬に限りお預かりします。
下記の「おくすりカード」に記入し持参して下さい。
おくすりカードは職員室にあります。

見本

おくすりカード

組 _____ 病名 _____
名前 _____ 病院名 _____

薬の名前 _____	家庭より		保育園より	
	月日	サイン	受入チェック	投薬チェック
【薬の種類】 塗り薬・目薬・その他				
【どこに】 例：右手の甲…具体的に記入。 〔 _____ 〕				
【使用時間】 〔 _____ 〕				

- ※ 必ず朝、職員に手渡して下さい。
- ※ 容器に名前（薬品名も）が書いてあるか確認しましょう。
- ※ 薬の説明書も一緒に入れて下さい。
- ※ 薬の種類、数に変更したら別のカードを使用して下さい。
- ※ 投薬が終わりましたら、この用紙を園に提出して下さい。

依頼者 保護者署名

意見書

焼津南保育園 園長 殿

園児氏名 _____

下記の感染症について 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態になってからの登園であるようご配慮ください。

医師が記入した意見書が必要な感染症（*：医師チェック欄）

*	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風 疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
	流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となってから
	結 核		感染のおそれがなくなってから
	咽 頭 結 膜 熱	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
	腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

上記の疾患は、学校保健法の規定などにより医師の判断を頂いてからの登園となります。

インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）

_____ 組 園児氏名 _____

症状出現日： 年 月 日（発症0日）

診断医療機関名： _____

医療機関診断日： 年 月 日

医師からの注意事項（園へ伝えること）

季節性インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで』とされていますので、**発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登園できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を3日間経過する必要があります。**（学校保健法・保育所における感染症ガイドラインに準ずる）

日数	月 日	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
発症日 (0日目)	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
9日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
10日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

保護者氏名： _____

新型コロナウイルス経過報告書（保護者等記入）

_____組 園児氏名 _____

感染判明日： 年 月 日（発症0日）

診断医療機関名： _____

医師からの注意事項（園へ伝えること）

〔

新型コロナウイルスの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号により、『発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過するまで』とされていますので、**発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登園できません。また、軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後、1日間経過する必要があります。**

日数	月 日	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温	痰や喉の痛み などの症状
発症日 (0日目)	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
1日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
2日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
3日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
4日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
5日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
6日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
7日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
8日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
9日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし
10日目	月 日	午前 時 分 度	午後 時 分 度	あり なし

保護者氏名： _____

登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)		
提出日	年	月 日
<u>焼津南保育園 園長 殿</u>		
<u>園児氏名</u>		
診断日	年	月 日に
医療機関『 』 において 病 名『 』 と診断され、 登園のめやすを参考に症状が回復すれば、登園可能と診断されています。 年 月 日 症状が回復し、集団生活に適応できる状態に なりましたので登園いたします。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <u>保護者署名</u> </div>		

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育園入園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶 連 菌 感 染 症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ 肺 炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数 日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手 足 口 病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)	症状のある間と、症状消失1週間(量は減少 していくが数週間ウイルスを排泄している ので注意が必要)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスが排泄している ので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウ イ ル ス 感 染 症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯 状 疱 疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
伝染性膿痂疹(とびひ)	びらんや水疱病変を形成している間	患部が乾燥してから
突 発 性 発 疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

17. 非常災害時の対応

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、つき1回以上火災、地震、津波の避難及び救出、引き渡し訓練、焼津南小学校と連携しての合同訓練、通報訓練を実施しています。毎月発行の防災通信でご確認下さい。

【非常災害時の保育園の対応についてのお願い】

- ・避難場所
 - ①非常災害が発生し 津波の心配がない場合
施設内避難 焼津南保育園 園庭
 - ②非常災害が発生し、津波の心配がある場合
二次避難 焼津南小学校に避難
- ・園児の保護者への引渡しは、保護者が直接、施設または避難場所に来たときのみとし、引渡し確認票に基づき職員が確認した後、引渡しを行う。
- ・保護者の電話番号、住所の変更があったときは、すぐに保育園に連絡して下さい。(携帯電話も含む) 第二次連絡場所(祖父母等)も含む。
災害発生時は保育園への電話での問い合わせは、緊急の連絡がとれなくなりますので、かけないようにご協力お願いします。
一斉メールで園からお知らせします。

18. 賠償責任保険の加入状況

保育園・保護者会共に保険に加入しています

19. 苦情相談窓口

(1) 解決のための園内体制について

要望等を解決するために下記の通り、解決責任者と受付担当を置きます。要望等は、担当者へお申し付け下さい。

- 1、解決責任者 園長 植野ゆか
- 2、受付担当者 主任 鈴木沙織

(2) 解決のための第三者委員について

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の方をお願いしました。第三者委員へ直接お話するか、又は保育園への申し出に際し立ち会いをお願いすることができます。

- 1、第三者委員 杉本久美子 氏
住所 焼津市焼津東小川3-6-22
電話 628-1066
- 2、第三者委員 玉井照夫 氏
住所 焼津市本町5-12-1
電話 628-1033

【個人情報について】

保育園では、皆様方のお子様を保育しております。保育に関係のある、必要な情報は保護者から戴かないと、正しい保育ができない場合があります。それらの戴いた情報は、保育園以外に出さないように管理をしっかりとしなければなりません。そのために、皆様からの問い合わせに対しても、利用目的、本人の同意を得ないと知らせることができません。戴く情報は、保護者の住所、氏名、勤務先、電話番号、家族構成、子どもの成育歴、子どもの送迎方法等のほかに関係のないプライベートに関するものも無論、含まれます。利用者である皆様方だけでなく、法人、保育園の職員、実習生の情報に関しても同様です。皆さま方にも気を付けていただきたいと思います。法律ですので罰則があります。焼津南保育園では、「個人情報管理規定」を作成して、職員には守ることを義務付けています。

また、保育園では、保育の内容を公開することも必要ですので、お子様や保護者の写真等を園内に掲示したり、ホームページに載せて公開しますので、ご了承下さい。不都合な場合は、削除しますので申し出て下さい。

保育中のお子さんの写真をホームページや、その他、保育活動に関する資料等に活用します。

(保育活動以外には活用しません。) 不都合な方は申し出て下さい。申し出がない場合は、承諾とします。

【お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点】

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私ども焼津南保育園が大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、かかわりあいに伴うかみつみやひっかき、ケンカなどが起こります。『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』(内閣府)の前文にも、次のように書かれています。「日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故(以下「事故」といいます。)、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。」また、保育者の職務は子どもとかかわることで育ちを促すことであり、子ども1人に保育者1人がついていくわけではありません。ケガを予防できないことも多々あり、子どものケガが起こる状況すべてを常時、保育者が見ているわけでもありません。

- 2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起りうることはお控えください。例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園等）はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。
- 3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。
- 4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

「不適切な保育」につながる危険のある 保育内容の再検討について

昨年来、「不適切な保育」という形でさまざまな問題が全国で公表、報道されるようになりました。子どもに対して暴力をふるったり、いじめのような行動をとったりということは保育者として許されることではなく、当園としても予防に努め、万が一、そのような行動を発見した場合は厳正に対処します。

一方、保育内容の再検討をする過程で、従来は良しとされてきた活動や保育の中にも「不適切な保育」に近いもの、あるいは「不適切な保育」につながりかねないものがあることもわかりました。たとえば、以下のような内容です。

- ・発表会、運動会、などで「揃った表現」「完成形」を目指すこと
- ・苦手な食べ物を過度に勧めること
- ・食事を全部食べるよう促したり、早く食べるよう促したりすること
- ・従来の「しつけ」という考え方で大きな声を出して怒る等

未就学児、特に3歳以上児は遊びの中で「みんなと一緒に」を積極的にします。揃って歌ったり、踊ったりもします。けれども、「間違わずに、揃えて」を未就学児の活動のゴールにすることはできません。一方、保育者としては「保護者の皆さんに見ていただくのだから」と感じて進めてきた部分も、これまで少なからずありました。また、食物の味、皆と食べる楽しさを感じていくべき場で無理をさせることは、食にまつわる感情発達の妨げとなります。苦手なものを食べさせたり、早く食べさせたりすることは、誤嚥窒息の危険も上げてしまいます。さらに、「しつけ」と言われてきたものについては、子どもの成長発達に適した穏やかなかわり（言葉かけとやりとり）が効果的であり、おとなが子どもを「動かす」のではなく、子どもが「自分で判断できるように育てていく」ことが重要であると、科学的にもはっきりしてきました。

以上のような点を確認して職員に周知徹底し、今後は、

- ・行事は、子どもたちの日常の活動の延長と位置づけ、「見せる」視点から「完全」を目指すことをしない
- ※ 鼓隊については、「間違わずに揃える」に加えて、戸外での練習が必要となり時期的に熱中症の心配があります。そのため、運動会での鼓隊活動は行わず、子どもの思いや意欲を大切にして、やりたい子、そうでない子が自由に選択できるようにし、それぞれが発表会で表現できるように取り組んでいく。
- ・集団の読み聞かせについては、本人の興味がでるまで待つようにします。
 - ・食事は無理をさせず、苦手なものを食べてみようとする気持ちを育てていく。子どもが自分で食べられる量を判断できるようにしていく
 - ・子どもが自分で判断できるようなかかわりを増やしていく

という方向で進めていきます。

保護者の皆さまにおかれましては以上の点を御理解いただき、今まで以上に、子どもたちが自分からさまざまなことに取り組んでいけるよう、自分で行動を選んでいけるよう、皆で後押ししていきましょう。また、「不適切な保育」として気になるようなことがありましたら、いつでも職員にお伝えください。

参考図書：『改訂 保育者の関わりの理論と実践：保育の専門性に基づいて』

『保育内容 5 領域の展開：保育の専門性に基づいて』

(いずれも高山静子東洋大学教授著)

家庭でも大切な子どもとのかかわり方については、

『3000 万語の格差：赤ちゃんの脳をつくる、親と保育者の話しかけ』

(シカゴ大学教授ダナ・サスキンド医師著)